

平成28年3月23日（水）

午後1時30分

本庁2階 第一会議室

# 教育委員会定例会

## 議 案 書

傍 聴 人  
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第8号 職員の分限処分について

議決事項

議案第7号 寝屋川市教育大綱実施計画の策定について

議案第8号 寝屋川市特定事業主行動計画（平成28年度～平成32年度）の策定について

議案第9号 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第10号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について

議案第11号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

議案第12号 平成28年度学校園に対する指示事項について

議案第13号 寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第14号 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第15号 府費負担職員の懲戒処分に係る内申について

署名委員

村田委員長

玉井委員

2月・3月教育委員会一般事務報告

(2月23日～3月23日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
2	24	水	中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター
	25	木	校長役員会	3月校長会案件について協議	教育研修センター
	26	金	3月市議会本会議(第1日目)	委員会付託(現年度議案)	市議会議場
	28	日	寝屋川ハーフマラソン2016	大会	寝屋川公園他
	29	月	文教常任委員会	付託事件審査(現年度議案)	議会棟第2委員会室
3	1	火	3月市議会本会議(第2日目)	市政運営方針(演説)、委員会付託(新年度議案)、委員長報告(現年度議案)	市議会議場
	2	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティセンター
	3	木	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	7	月	3月市議会本会議(第3日目)	代表質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	8	火	3月市議会本会議(第4日目)	代表質問	市議会議場
	9	水	文教常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟第2委員会室
			中学校英語村	英語村事業の実施	西北コミュニティセンター
	10	木	文教常任委員会	付託事件審査(新年度議案)	議会棟第2委員会室
	11	金	中学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各中学校
	16	水	3月市議会本会議(第5日目)	委員長報告(新年度議案)、追加事件即決	市議会議場
			教育委員懇話会		教育長室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	17	木	小学校卒業証書授与式	卒業証書授与式	市内各小学校
	18	金	市指定文化財特別公開(~21日)	木造聖観音坐像の公開	法安寺(下神田町)
幼稚園保育証書授与式			保育証書授与式	市内各幼稚園	
20	日	アルカスピアノコンクールウィナーズコンサート	ピアノコンクール上位入賞者によるコンサート	アルカスホール	
		市民ウォーキング	ウォーキング	市役所～大阪城	

月	日	曜	行事名	内容	場所
3	22	火	高官廃寺跡調査検討会	検討会	議会棟第Ⅰ・Ⅱ会議室
	23	水	教育委員会3月定例会		本庁2階第1会議室
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター

3月・4月教育委員会行事計画書

(3月24日～4月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
3	25	金	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	28	月	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
			小中一貫教育推進委員会	小中一貫教育の推進について	議会棟第1委員会室
			平成27年度第4回社会教育委員会議	1. 各所管に係る平成28年度事業計画について 2. その他	議会棟第2委員会室
4	2	土	市民体育大会総合開会式	式典	中央公民館講堂
	4	月	校園長会	市立学校園への指示事項について	教育研修センター
	5	火	小学校入学式		市内各小学校
			市町村教育委員会委員長・教育長会議	会議	アウイーナ大阪
	6	水	中学校入学式		市内各中学校
	7	木	幼稚園入園式		市内各幼稚園
	10	日	市民体育大会空手道の部	大会	市民体育館
			市民体育大会テニスの部	大会	寝屋川公園
	12	火	校長役員会	4月校長会案件について協議	教育研修センター
			行政委員会議	会議	議会棟第2委員会室
	15	金	教育委員懇話会		教育長室
			大阪府都市教育長協議会総会・4月定例会	定期総会	アウイーナ大阪
	17	日	市民体育大会バドミントンの部	大会	市民体育館
	18	月	校長会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
			バレーボール教育委員長杯クラス別大会	大会	市民体育館
	21	木	近畿都市教育長協議会定期総会(～22日)	定期総会	橿原ロイヤルホテル
	24	日	市民体育大会バスケットボールの部	大会	市民体育館
			市民体育大会サッカーの部	大会	木屋太間グラウンド
	25	月	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	26	火	教育委員会4月定例会		上下水道局3階会議室

報告第8号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定により  
平成 28 年 5 月 4 日まで休職を命ずる。

平成 28 年 3 月 5 日

寝屋川市教育委員会

議案第7号

寝屋川市教育大綱実施計画の策定について

寝屋川市教育大綱実施計画を策定するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成27年11月に策定した「寝屋川市教育大綱」の実現に向け、「寝屋川市教育大綱実施計画」を策定し、戦略的かつ総合的に取組を推進していくため。

議案第 8 号

寝屋川市特定事業主行動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）  
の策定について

次世代育成支援対策推進法第 19 条第 1 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 15 条に基づき、寝屋川市特定事業主行動計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を策定するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市特定事業主行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく内容を新たに加えて改訂するため。

議案第9号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則及びその他関係規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年3月23日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

機構改革による課名の変更及び室の設置等に伴い、関係規則の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和 50 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「部」の次に「、室」を加え、同条第 1 項中「次の部」の次に「、室」を加え、同項の表を次のように改める。

部	室	課
学校教育部		教育政策総務課
		施設給食課
		学務課
		教育指導課
社会教育部		社会教育課
	文化スポーツ室	
		青少年課

第 2 条第 2 項中「又は課」を「又は室」に改め、同項の表中「部・課」を「部・室」に、「文化スポーツ振興課」を「文化スポーツ室」に改める。

第 3 条第 1 項中「部長、」の次に「室に室長、室及び」を加え、同条第 5 項中「特定の課」を「特定の室若しくは課」に改め、「部長を、」の次に「室及び」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 室に次長、課長代理、係長、主任、副係長及び主査を置くことができる。

第 4 条第 1 項中「所属」を「所属し」に改め、「部」の次に「、室」を加え、同条第 2 項中「部長」の次に「、室長」を、「部」の次に「、室」を加え、同条第 10 項中「所属長」の次に「(室長及び課長(前条第 1 項の規定により置かれる課長をいい、同条第 4 項又は第 6 項の規定により置かれる課長を除く。))をいう。」を加え、同項を同条第 11 項とし、同条第 6 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 前条第4項の規定により置かれる課長並びに同条第6項の規定により置かれる部長及び課長は、それぞれ上司の命を受けて担当の事務を掌理し、当該事務に関し他の部、室又は課との調整を行い、当該事務を担当する職員を指導教育し、人材育成に努める。

第5条の表を次のように改める。

部	室	課	事務分掌
学校教育部		教育政策 総務課	(1) 教育行政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 文書及び公印の管守に関すること。 (4) 教育委員会の規則その他の規程の公布に関すること。 (5) 秘書に関すること。 (6) 表彰に関すること。 (7) 人事管理に関すること。 (8) 教育関係資料の収集に関すること。 (9) 学校園の備品台帳の整備及び保管に関すること。 (10) 教育費予算及び決算に関すること。 (11) 就学援助に関すること。 (12) 奨学資金に関すること。 (13) 校庭の芝生の管理等に関すること。 (14) 教育委員会事務局各部及び部内の総合調整に関すること。

	<p>(15) 部中他課の所管に属さないこと。</p> <p>(16) 部の庶務に関する事。</p>
施設給食課	<p>(1) 教育財産の管理の総括に関する事。</p> <p>(2) 学校園施設の将来計画に関する事。</p> <p>(3) 学校園施設の国庫、府補助及び起債に関する事。</p> <p>(4) 学校園施設台帳の整備に関する事。</p> <p>(5) 学校園施設の用途廃止に関する事。</p> <p>(6) 学校園施設の使用許可に関する事。</p> <p>(7) 学校園施設設備の保守点検及び簡易修繕に関する事。</p> <p>(8) 学校園施設の防災に関する事。</p> <p>(9) 学校給食に関する事。</p> <p>(10) 学校給食会に関する事。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、学校園施設及び学校給食に関する事。</p>
学務課	<p>(1) 通学区域及び適正就学に関する事。</p> <p>(2) 児童及び生徒の転出入に関する事。</p> <p>(3) 学齢簿の作成及び管理に関する事。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 学級編成に関する事。</li> <li>(5) 学校園に係る調査に関する事。</li> <li>(6) 教科書の無償給与事務に関する事。</li> <li>(7) 学校園の設置及び廃止に関する事。</li> <li>(8) 通学路及び学童交通指導員等通学安全に関する事。</li> <li>(9) 学校保健に関する事。</li> <li>(10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び市立学校園 PTA 協議会 安全共済会との連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 府費負担教職員の人事に関する事。</li> <li>(12) 府費負担教職員の労務管理に関する事。</li> <li>(13) 府費負担教職員の健康管理及び福利厚生に関する事。</li> <li>(14) 公立幼稚園の運営管理に関する事。</li> <li>(15) 私立幼稚園の助成及び連絡調整に関する事。</li> <li>(16) 公立幼稚園の保育料の調定及び徴収に関する事。</li> </ul>
		<p>教育指導課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校園教育の計画及び指導助言に関する事。</li> <li>(2) 教育課程の内容及び指導に関する事。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 教育課程の実施に係る調査統計に関すること。</li> <li>(4) 支援学級の設置計画及び指導助言に関すること。</li> <li>(5) 学級指導及び生徒等指導に関すること。</li> <li>(6) 学校行事計画その他指導に関すること。</li> <li>(7) 教科用図書及び教材採択の指導に関すること。</li> <li>(8) 教育研究会の助成に関すること。</li> <li>(9) 校長会及び教頭会に関すること。</li> <li>(10) 学校教材及び教具等の国・府の補助金事務に関すること。</li> <li>(11) 学校教材及び教具等の購入計画及び指導に関すること。</li> <li>(12) 人権教育推進についての計画及び指導に関すること。</li> </ul>
社会教育部		社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。</li> <li>(2) 社会教育施策の計画及び進行管理に関すること。</li> <li>(3) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関すること。</li> <li>(4) 成人教育施策に関すること。</li> <li>(5) エスポアールに関すること。</li> <li>(6) 学び館に関すること。</li> <li>(7) 中央公民館に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(8) 部内の総合調整に関すること。</li> <li>(9) 部中他課の所管に属さないこと。</li> <li>(10) 部の庶務に関すること。</li> </ul>
文化スポーツ室		<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化・芸術・体育・スポーツの振興に関すること。</li> <li>(2) 文化・芸術・体育・スポーツの施設整備計画に関すること。</li> <li>(3) 文化・芸術・体育・スポーツの調査研究及び資料収集に関すること。</li> <li>(4) 文化財に関すること。</li> <li>(5) 埋蔵文化財の保護及び調査に関すること。</li> <li>(6) スポーツ推進委員及びスポーツリーダーに関すること。</li> <li>(7) 各種スポーツ施設の利用に関すること。</li> <li>(8) 池の里市民交流センターに関すること。</li> <li>(9) 地域交流センターに関すること。</li> <li>(10) 市民体育館に関すること。</li> <li>(11) 野外活動センターに関すること。</li> </ul>
	青少年課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 青少年の健全育成に関すること。</li> <li>(2) 青少年への支援に関すること。</li> <li>(3) 地域・家庭の教育力の向上を図る施策に関すること。</li> </ul>

			(4) 放課後児童対策に関すること。
			(5) 青少年健全育成団体の指導助言に関すること。
			(6) 青少年指導員に関すること。
			(7) 成人式に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に規定する次表左欄に掲げる課の課長、課長代理、係長、主任、副係長若しくは主査に命ぜられている者又は同表左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、別段の発令が行われないう限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に規定する同表右欄に掲げる室若しくは課の課長、課長代理、係長、主任、副係長若しくは主査に命ぜられ、又は同表右欄に掲げる室若しくは課に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄		右 欄		
部	課	部	室	課
学校教育部	教育総務課	学校教育部		教育政策総務課
社会教育部	文化スポーツ振興課	社会教育部	文化スポーツ室	
	地域教育振興課			青少年課

(寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 3 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年寝屋川市教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 3 項中「第 28 条第 10 項（同法第 40 条）」を「第 37 条第 16 項（同法第 49 条）」に改める。

(寝屋川市教育委員会公印規則の一部改正)

- 4 寝屋川市教育委員会公印規則(昭和44年寝屋川市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条、第6条、第8条、第9条及び第10条中「教育総務課長」を「教育政策総務課長」に改める。

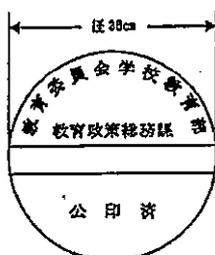
第11条中「教育総務課」を「教育政策総務課」に改め、同条第3号中「教育総務課長」を「教育政策総務課長」に改める。

第12条から第15条までの規定中「教育総務課長」を「教育政策総務課長」に改める。

別表第1中「教育総務課」を「教育政策総務課」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第11条関係)



(寝屋川市社会教育委員会議規則の一部改正)

- 5 寝屋川市社会教育委員会議規則(昭和59年寝屋川市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条中「社会教育総務課」を「社会教育課」に改める。

(寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

- 6 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和61年寝屋川市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「次長」の次に「、室長」を加える。

(寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正)

- 7 寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則(昭和61年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市民センター所長」を「シティ・ステーション所長」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(寝屋川市就学援助規則の一部改正)

- 8 寝屋川市就学援助規則（昭和 61 年寝屋川市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 25 条（同法第 40 条において準用する場合を含む。）」を「第 19 条」に改める。

(寝屋川市文化財保護条例施行規則の一部改正)

- 9 寝屋川市文化財保護条例施行規則（平成 9 年寝屋川市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「文化スポーツ振興課」を「文化スポーツ室」に改める。

(寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則の一部改正)

- 10 寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則（平成 11 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号及び第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

- 11 寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成 20 年寝屋川市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 13 号及び第 14 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(寝屋川市文化振興会議規則の一部改正)

- 12 寝屋川市文化振興会議規則（平成 22 年寝屋川市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「文化スポーツ振興課」を「文化スポーツ室」に改める。

(寝屋川市就学指導委員会規則の一部改正)

- 13 寝屋川市就学指導委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 7 号」に改め、同項第 7 号中「保健福祉部健康増進課」を「こども部子育て支援課」に、「1 人」を「3 人」に改め、同項第 8 号及び第 9 号を削る。

(寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の一部改正)

14 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則（平成 27 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 号中「保健福祉部健康増進課」を「健康部健康推進室」に改め、同条第 10 号中「保健福祉部こども室」を「福祉部障害福祉課」に改め、同条第 11 号中「保健福祉部障害福祉室」を「こども部保育課」に改める。

（寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部改正）

15 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則（平成 27 年寝屋川市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「地域教育振興課」を「青少年課」に改める。

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部改正

改正案

(部、室及び課の設置)

第2条 事務局に、次の部、室及び課を置く。

部	室	課
学校教育部		教育政策総務課
		施設給食課
		学務課
		教育指導課
社会教育部		社会教育課
	文化スポーツ室	
		青少年課

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる施設は、それぞれ同表の右欄に定める部又は室に属するものとする。

施設	部・室
教育研修センター	学校教育部
中央図書館(分館を含む。)	社会教育部
埋蔵文化財資料館	社会教育部文化スポーツ室

(職の設置)

現行

(部 及び課の設置)

第2条 事務局に、次の部 及び課を置く。

部	課
学校教育部	教育 総務課
	施設給食課
	学務課
	教育指導課
社会教育部	社会教育課
	文化スポーツ振興課
	地域教育振興課

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる施設は、それぞれ同表の右欄に定める部又は課に属するものとする。

施設	部・課
教育研修センター	学校教育部
中央図書館(分館を含む。)	社会教育部
埋蔵文化財資料館	社会教育部文化スポーツ振興課

(職の設置)



改正案	現行
<p>5 教育監は、上司の命を受け、学校教育及び教職員に係る事務を掌理する。</p> <p>6 前条第4項の規定により置かれる課長並びに同条第6項の規定により置かれる部長及び課長は、それぞれ上司の命を受けて担当の事務を掌理し、当該事務に関し他の部、室又は課との調整を行い、当該事務を担当する職員を指導教育し、人材育成に努める。</p> <p>7 次長及び課長代理は、それぞれ上司の命を受けて所属の分掌事務又は担当の事務を掌理し、それぞれの長を補佐し、長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>8 係長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐し、上司と協力して当該事務を担当する職員を指導教育するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>9 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>10 副係長及び主査は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>11 役付者を除く所属職員の配置は部長が、当該所属職員の事務分担任は課長をいい、同条第4項又は第6項の規定により置かれる課長を除く。)をいう。)が定める。</p>	<p>5 教育監は、上司の命を受け、学校教育及び教職員に係る事務を掌理する。</p> <p>6</p> <p>6 次長及び課長代理は、それぞれ上司の命を受けて所属の分掌事務又は担当の事務を掌理し、それぞれの長を補佐し、長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>7 係長は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐し、上司と協力して当該事務を担当する職員を指導教育するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>8 主任は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、当該事務に関し、調査、研究及び企画立案を行い、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>9 副係長及び主査は、上司の命を受けて特定の事務を担当し、上司を補佐するとともに、その他の事務に従事する。</p> <p>10 役付者を除く所属職員の配置は部長が、当該所属職員の事務分担任は所属長</p> <p>が定める。</p>

改正案		現行	
<p>(分掌事務) 第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>(分掌事務) 第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
部	室	部	課
学校教育部		学校教育部	教育総務課
	事務分掌		事務分掌
	<p>(1) 教育行政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 文書及び公印の管守に関すること。 (4) 教育委員会の規則その他の規程の公布に関すること。 (5) 秘書に関すること。 (6) 表彰に関すること。 (7) 人事管理に関すること。 (8) 教育関係資料の収集に関すること。 (9) 学校の備品台帳の整備及び保管に関すること。 (10) 教育費予算及び決算に関すること。</p>		<p>(1) 教育委員会の会議に関すること。  (2) 文書及び公印の管守に関すること。 (3) 教育委員会の規則その他の規程の公布に関すること。 (4) 秘書に関すること。 (5) 表彰に関すること。 (6) 人事管理に関すること。 (7) 教育関係資料の収集に関すること。 (8) 学校の備品台帳の整備及び保管に関すること。 (9) 教育費予算及び決算に関すること。</p>

改正案		現行	
	<p>(1) 就学援助に関すること。  (2) 奨学資金に関すること。  (3) 校庭の芝生の管理等に関すること。  (4) 教育委員会事務局各及び部内及び部内の総合調整に関すること。  (5) 部中他課の所管に属さないこと。  (6) 部の庶務に関すること。</p>		<p>(1) 就学援助に関すること。  (2) 奨学資金に関すること。  (3) 校庭の芝生の管理等に関すること。  (4) 教育委員会事務局各及び部内の総合調整に関すること。  (5) 部中他課の主管に属さないこと。  (6) 部の庶務に関すること。</p>
	施設給食課		施設給食課
	学務課		学務課
	教育指導課		教育指導課
社会教育部	社会教育課	社会教育部	社会教育課
	<p>(1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。  (2) 社会教育施策の計画及び進行管理に関すること。  (3) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関すること。</p>		<p>(1) 生涯学習の推進及び総合調整に関すること。  (2) 社会教育施策の基本計画及び実施計画の立案に関すること。  (3) 社会教育施策の進行管理に関すること。  (4) 社会教育委員及び社会教育委員の会議に関すること。</p>

改正案		現行	
	と。 (4) <u>成人教育施策に関するこ</u> と。 (5) <u>エスポアールに関するこ</u> と。 (6) <u>学び館に関すること。</u> (7) <u>中央公民館に関するこ</u> と。 (8) <u>部内の総合調整に関する</u> こと。 (9) <u>部中他課の所管に属さな</u> いこと。 (10) <u>部の庶務に関すること。</u> (1)~(11) (略)		(5) <u>留守家庭児童会に関すること。</u> (6) <u>エスポアールに関すること。</u> (7) <u>教育センターに関すること。</u> (8) <u>中央公民館に関すること。</u> (9) <u>部内の総合調整に関すること。</u> (10) <u>部中他課の主管に属さないこと。</u> (11) <u>部の庶務に関すること。</u> (1)~(11) (略)
文化ス ポーツ 室		文化ス ポーツ 振興課 地域教 育振興 課	
青少年 課	(1) <u>青少年の健全育成に関する</u> こと。 (2) <u>青少年への支援に関する</u> こと。 (3) <u>地域・家庭の教育力の向</u> <u>上を図る施策に関するこ</u> と。		(1) <u>地域の教育力の向上を図る施策に</u> <u>関すること。</u> (2) <u>地域の教育関係組織づくり等の調</u> <u>整に関すること。</u> (3) <u>家庭教育施策、青少年教育施策及</u> <u>び成人教育施策の企画に関するこ</u> と。

改正案	現行
<p>(4) <u>放課後児童対策に関する</u> <u>こと。</u></p> <p>(5) <u>青少年健全育成団体の指</u> <u>導助言に関すること。</u></p> <p>(6) <u>青少年指導員に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(7) <u>成人式に関すること。</u></p>	<p>(4) <u>家庭教育、青少年教育及び成人教</u> <u>育の学級、講座及び研修に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(5) <u>青少年健全育成支援に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(6) <u>青少年教育・成人教育関係団体の</u> <u>指導育成に関すること。</u></p> <p>(7) <u>青少年指導員に関すること。</u></p> <p>(8) <u>成人式に関すること。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に規定する次表左欄に掲げる課の課長、課長代理、係長、主任、副係長若しくは主査に命ぜられている者又は同表左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、別段の発令が行われない限り、この規則の施行の日において、それぞれこの規則による改正後の寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則に規定する同表右欄に掲げる室若しくは課の課長、課長代理、係長、主任、副係長若しくは主査に命</p>	

ぜられ、又は同表右欄に掲げる室若しくは課に勤務を命ぜられたものとする。

左 欄		右 欄		
部	課	部	室	課
学校教 育部	教育総務課	学校教 育部		教育政策 総務課
社会教 育部	文化スポーツ 振興課	社会教 育部	文化スポ ーツ室	
	地域教育振 興課			青少年課

(寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

3 寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和33年寝屋川市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

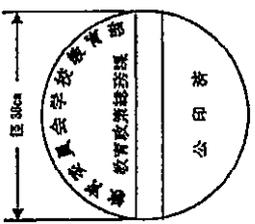
第3条の2第3項中「第28条第10項(同法第40条)」を「第37条第16項(同法第49条)」に改める。

(寝屋川市教育委員会公印規則の一部改正)

4 寝屋川市教育委員会公印規則(昭和44年寝屋川市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第5条、第6条、第8条、第9条及び第10条中「教育総務課長」を「教育政策総務課長」に改める。

第11条中「教育総務課」を「教育政策総務課」に改め、

改正案	現行
<p>同条第3号中「教育総務課長」を「教育政策総務課長」に改める。</p> <p>第12条から第15条までの規定中「教育総務課長」を「教育政策総務課長」に改める。</p> <p>別表第1中「教育総務課」を「教育政策総務課」に改める。</p> <p>第1号様式を次のように改める。</p> <p>第1号様式（第11条関係）</p>  <p>(寝屋川市社会教育委員会議規則の一部改正)</p> <p>5 寝屋川市社会教育委員会議規則（昭和59年寝屋川市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第7条中「社会教育給務課」を「社会教育課」に改める。</p> <p>(寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)</p> <p>6 寝屋川市教育委員会職員の職名等に関する規則（昭和61年寝屋川市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改</p>	

改正案	現行
<p>正する。</p> <p>別表中「次長」の次に「、室長」を加える。  (寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部改正)</p> <p>7 寝屋川市教育委員会事務の補助執行に関する規則(昭和61年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第1項中「市民センター所長」を「シティ・ステーション所長」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。  (寝屋川市就学援助規則の一部改正)</p> <p>8 寝屋川市就学援助規則(昭和61年寝屋川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「第25条(同法第40条において準用する場合を含む。)」を「第19条」に改める。  (寝屋川市文化財保護条例施行規則の一部改正)</p> <p>9 寝屋川市文化財保護条例施行規則(平成9年寝屋川市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第25条中「文化スポーツ振興課」を「文化スポーツ室」に改める。  (寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例の施行に関する寝屋川市教育委員会規則の一部改正)</p> <p>10 寝屋川市情報公開条例及び寝屋川市個人情報保護条例</p>	

改正案	現行
<p>の施行に関する寝屋川市教育委員会規則（平成 11 年寝屋川市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 4 条第 1 項第 2 号及び第 4 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>（寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正）</p> <p>11 寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成 20 年寝屋川市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条第 1 項第 13 号及び第 14 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。</p> <p>（寝屋川市文化振興会議規則の一部改正）</p> <p>12 寝屋川市文化振興会議規則（平成 22 年寝屋川市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 6 条中「文化スポーツ振興課」を「文化スポーツ室」に改める。</p> <p>（寝屋川市就学指導委員会規則の一部改正）</p> <p>13 寝屋川市就学指導委員会規則（平成 25 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 2 条第 2 項中「第 7 号から第 9 号まで」を「第 7 号」に改め、同項第 7 号中「保健福祉部健康増進課」を「こども部子育て支援課」に、「1 人」を「3 人」に改め、同項</p>	

改正案	現行
<p>第8号及び第9号を削る。  (寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則の一部改正)</p> <p>14 寝屋川市子ども読書活動推進計画策定委員会規則(平成27年寝屋川市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第9号中「保健福祉部健康増進課」を「健康部健康増進室」に改め、同条第10号中「保健福祉部こども室」を「福祉部障害福祉課」に改め、同条第11号中「保健福祉部障害福祉室」を「こども部保育課」に改める。</p> <p>(寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則の一部改正)</p> <p>15 寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則(平成27年寝屋川市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条中「地域教育振興課」を「青少年課」に改める。</p>	

議案第 10 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

機構改革による課名の変更及び室の設置等に伴い、関係規程の改正が必要となったため。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱  
規程の一部を改正する規程

(寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 寝屋川市教育委員会事務決裁規程(昭和49年寝屋川市教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(教育監及び部長の専決事項)」に改め、同条第1項中「部長」を「教育監及び部長」に改め、同項第4号及び第5号中「次長」を「次長、室長及び課長」に改める。

第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(室長が不在のときの代決等)

第9条 室長が専決できる事務又は合議すべき事務について、室長が不在のときは、当該事務を担当する次長又はその事務を所管し、若しくは担当する課長若しくは特定事務担当課長がその事務を代決し、又は代わつて合議することができる。

第7条第1項中「部長又は教育監が専決できる」を「部長(特定事務担当部長を含む。以下この条において同じ。)又は教育監が専決できる」に、「次長」を「次長(室に置かれる次長を除く。次項において同じ。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その事務が室長の所管するものであるときは、室長が代決し、又は代わつて合議するものとする。

第7条第2項中「次長」を「次長(その事務が室長の所管するものであるときは、室長)」に、「所管する」を「所管し、又は担当する」に改め、同条を第8条とする。

第6条第2項中「所管する部長(教育監を置いた場合にあつては、教育監)」を「担当する教育監又はその事務を所管する部長若しくは担当する部長」に改め、同条を第7条とする。

第5条第1項第1号から第4号までの規定中「教育総務課長」を「教育政策

総務課長」に改め、同項第5号中「課長」を「課長又は室長」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、合議の対象となる事務が、教育監又は部長専決以下のものである場合は、同項の規定にかかわらず、部長の合議は、要しない。

第5条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、合議の対象となる事務が特定事務担当課長の担当する事務である場合は、同項各号に定める課長に代えて当該特定事務担当課長が合議するものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。  
(室長の専決事項)

第3条 室長が専決できる事務は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 次長（室に置かれる次長に限る。次号において同じ。）及び課長以下の職員の休暇、欠勤、早退等に関すること。
- (2) 次長及び課長以下の職員の宿泊を要しない出張を命ずること。
- (3) 所属職員の間外勤務及び休日勤務を命ずること。

(寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第2条 寝屋川市教育委員会文書取扱規程（昭和60年寝屋川市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「教育総務課」を「教育政策総務課」に、「文化スポーツ振興課」を「文化スポーツ室」に、「地域教育振興課」を「青少年課」に、「社地」を「社青」に改める。

#### 附 則

この規程は、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則（平成28年寝屋川市教委規則第 号）の施行の日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部改正

1 寝屋川市教育委員会事務決裁規程（第1条関係）

改正案	現行
<p>(<u>教育監及び部長の専決事項</u>)</p> <p>第2条 <u>教育監及び部長</u>が専決できる事務は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるとおりとす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次長、室長及び課長</u>以下の職員の休暇、欠勤、遅刻、早退等に関すること。</p> <p>(5) <u>次長、室長及び課長</u>以下の職員の出張を命ずること。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>室長の専決事項</u>)</p> <p>第3条 <u>室長</u>が専決できる事務は、別に定めのあるものほか、次の各号に定めるとおりとす。</p> <p>(1) <u>次長（室に置かれる次長に限る。次号において同じ。）及び課長</u>以下の職員の休暇、欠勤、早退等に関すること。</p> <p>(2) <u>次長及び課長</u>以下の職員の宿泊を要しない出張を命ずること。</p> <p>(3) <u>所属職員の時間外勤務及び休日勤務</u>を命ずること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当該室に課長が置かれなかつ</p>	<p>(<u>部長の専決事項</u>)</p> <p>第2条 _____ 部長が専決できる事務は、別に定めのあるもののほか、次の各号に定めるとおりとす。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次長 _____ 以下の職員の休暇、欠勤、遅刻、早退等に関すること。</p> <p>(5) 次長 _____ 以下の職員の出張を命ずること。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>た場合は、室長は、前項各号に掲げる事務のほか、次条第1項第1号から第5号まで及び第9号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(課長の専決事項)  第4条 (略)  (理事等の専決事項)  第5条 (略)  (合議)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、次の各号に係るものについては、それぞれ当該各号に定める者と合議しなければならない。</p> <p>(1) その事務が財政計画に関係あるものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(2) その事務が人事に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(3) その事務が法令、例規等に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(4) その事務が議案に関連するものについては、<u>教育政策総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(5) 前各号のほか、その事務が他の部課等に関連するものについては、<u>関連する課長又は室長及び部長</u></p>	<p>(課長の専決事項)  第3条 (略)  (理事等の専決事項)  第4条 (略)  (合議)</p> <p>第5条 第2条から前条までの規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、次の各号に係るものについては、それぞれ当該各号に定める者と合議しなければならない。</p> <p>(1) その事務が財政計画に関係あるものについては、<u>教育総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(2) その事務が人事に関連するものについては、<u>教育総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(3) その事務が法令、例規等に関連するものについては、<u>教育総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(4) その事務が議案に関連するものについては、<u>教育総務課長及び学校教育部長</u></p> <p>(5) 前各号のほか、その事務が他の部課等に関連するものについては、<u>関連する課長</u> 及び<u>部長</u></p>

改正案	現行
<p>2 前項の規定は、館、所等の長がその事務を処理する場合について準用する。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、会議の対象となる事務が、教育監又は部長専決以下のものである場合は、同項の規定にかかわらず、部長の合議は、要しない。</u></p> <p>(教育長不在のときの代決)</p> <p><u>第7条</u> 教育長の決裁を受けるべき事務について、教育長が不在(病氣、事故等又は欠けた場合をいう。以下同じ。)のときは、教育次長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 教育長及び教育次長とも不在のときは、その事務を担当する教育監又はその事務を所管する部長若しくは担当する部長が代決することができる。ただし、その事務が理事の所管する事務であるときには、当該理事が代決することができるものとする。</p> <p>(部長又は教育監が不在のときの代決等)</p> <p><u>第8条</u> 部長(特定事務担当部長を含む。以下この条において同じ。)又は教育監が専決できる事務又は合議すべき事務について、部長又は教育監が不在のときは、次長(室に置かれる次長を除く。次項において同じ。)がその事務を代決し又は代わつて合議することができる。</p>	<p>2 前項の規定は、館、所等の長がその事務を処理する場合について準用する。</p> <p>3 <u>学校教育一部又は社会教育部に特定事務担当部長が置かれた場合には、学校教育一部又は社会教育部の所掌事務に関し、第2条第1項各号に掲げるものの範囲を超える事項については、特定事務担当部長が担当する事務にあつては学校教育一部又は社会教育部の長に、当該事務以外の事務にあつては特定事務担当部長に合議するものとする。</u></p> <p>(教育長不在のときの代決)</p> <p><u>第6条</u> 教育長の決裁を受けるべき事務について、教育長が不在(病氣、事故等又は欠けた場合をいう。以下同じ。)のときは、教育次長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 教育長及び教育次長とも不在のときは、その事務を所管する部長(教育監を置いた場合にあつては、教育監)が代決することができる。ただし、その事務が理事の所管する事務であるときには、当該理事が代決することができるものとする。</p> <p>(部長又は教育監が不在のときの代決等)</p> <p><u>第7条</u> 部長又は教育監が専決できる事務又は合議すべき事務について、部長又は教育監が不在のときは、次長がその事務を代決し又は代わつて合議することができる。</p>

改正案	現行
<p>ただし、その事務が室長の所管するものであるときは、<u>室長が代決し、又は代わつて合議するものとする。</u></p> <p>2 部長又は教育監及び次長（その事務が室長の所管するものであるときは、<u>室長</u>）とも不在のときは、その事務を所管し、又は担当する課長（中央図書館の所管に属する事務については館長、教育研修センターの所管に属する事務については所長）が代決し又は代わつて合議することができる。</p> <p>（室長が不在のときの代決等）</p> <p>第9条 室長が専決できる事務又は合議すべき事務について、室長が不在のときは、当該事務を担当する次長又はその事務を所管し、若しくは担当する課長若しくは特定事務担当課長がその事務を代決し、又は代わつて合議することができる。</p> <p>（課長が不在のときの代決等）</p> <p>第10条 （略）</p>	<p>2 部長又は教育監及び次長</p> <p>_____とも不在のときは、その事務を所管する _____ 課長（中央図書館の所管に属する事務については館長、教育研修センターの所管に属する事務については所長）が代決し又は代わつて合議することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（課長が不在のときの代決等）</p> <p>第8条 （略）</p>

## 2 寝屋川市教育委員会文書取扱規程 (第2条関係)

改正案		現行	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
部課等名	文書記号	部課等名	文書記号
学校教育部		学校教育部	
教育政策総務課	学総	教育総務課	学総
施設給食課	学施	施設給食課	学施
学務課	学学	学務課	学学
教育指導課	学指	教育指導課	学指
教育研修センター	学研	教育研修センター	学研
社会教育部		社会教育部	
社会教育課	社社	社会教育課	社社
文化スポーツ室	社文ス	文化スポーツ振興課	社文ス
埋蔵文化財資料館	社文理	埋蔵文化財資料館	社文理
中央図書館	社図	中央図書館	社図
青少年課	社青	地域教育振興課	社地

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則(平成28年寝屋川市教委規則第 号)の施行の日から施行する。

議案第 11 号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

児童福祉法改正に伴い、放課後児童健全育成事業の対象を変更するため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年寝屋川市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2号中「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

寝屋川市立学校の児童負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（準則） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <del>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援</del>  <del>学校の小学部に就学している子のある職員</del> 当該          子の放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和二十          二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に          規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う          施設等への送迎</p> <p>三 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員についての特例)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <del>小学校に就学している子のある職員</del> 当該子の          放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和二十          二年法律第百六十四号）第六条の三第二項に規定          する放課後児童健全育成事業をいう。）を行う施設          等への送迎</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

議案第 12 号

平成 28 年度学校園に対する指示事項について

平成 28 年度学校園に対する指示事項を決定するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

市立各校園に本市教育委員会の学校園に対する指示事項を提示するとともに、教育の充実を図るため。

議案第 13 号

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を  
改正する規則について

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正するた  
め、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

留守家庭児童会保育料の住民税に係る減額規定において、未婚のひとり親に  
ついて婚姻をしていた者とみなした場合に、寡婦（夫）控除を適用するため。  
また、減額規定において、生計を一にする世帯から 2 人以上の児童が入会して  
いる場合、減免申請書の提出を不要とするため。

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する  
規則

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則(平成 24 年寝屋川市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる世帯以外の世帯であつて、当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 1 条第 2 号又は第 1 条の 2 第 2 号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者を婚姻をしていた者とみなしたときに、第 2 号又は前号に掲げる世帯に該当する世帯であること。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、生計を一にする世帯から 2 人以上の児童が入会している世帯における最年少の児童以外の入所児童の減額については、この限りでない。

別表中

前年分の住民税課税標準額が 1,600,000 円未満の住民税課税世帯であること。

前年分の住民税課税標準額が 2,100,000 円未満の母子・父子世帯又は世帯のいずれかが身体障害者手帳、精神障害者手帳、若しくは療育手帳の交付を受けている世帯であること。

を

前年分の住民税課税標準額が 1,600,000 円未満の住民税課税世帯(当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第 1 条第 2 号又は第 1 条の 2 第 2 号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者を婚姻をしていた者とみなしたときに、前年分の住民税課税標準額が 1,600,000 円未満の住民税課税世帯を含む。)であること。

前年分の住民税課税標準額が2,100,000円未満の母子・父子世帯(当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者を婚姻をしていた者とみなしたときに、前年分の住民税課税標準額が2,100,000円未満の母子・父子世帯を含む。)又は世帯の構成員のいずれかが身体障害者手帳、精神障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている世帯であること。

に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

# 寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部改正

改 正 後	現 行
<p>(保育料の減免)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により寝屋川市教育委員会（以下「委員会」という。）が保育料を免除することができる事由（以下「免除事由」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯であること。</p> <p>(2) 前年分の住民税が非課税の世帯であること。</p> <p>(3) 前年分の住民税のうち均等割のみが課税となる世帯であること。</p> <p>(4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯であって、当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者を婚姻を<u>していた者とみなしたときに、第2号又は前号に掲げる世帯に該当する世帯であること。</u></p>	<p>(保育料の減免)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により寝屋川市教育委員会（以下「委員会」という。）が保育料を免除することができる事由（以下「免除事由」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯であること。</p> <p>(2) 前年分の住民税が非課税の世帯であること。</p> <p>(3) 前年分の住民税のうち均等割のみが課税となる世帯であること。</p>

<p>別表（第3条関係）</p> <p>前年分の住民税課税標準額が 1,600,000 円未満の住民税課税世帯（当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる者に該当する<u>場合において、当該保護者を婚姻をしていた者とみなしたときに、前年分の住民税課税標準額が 1,600,000 円未満の住民税課税世帯を含む。</u>）であること。</p> <p>前年分の住民税課税標準額が 2,100,000 円未満の母子・父子世帯（当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる者に該当する<u>場合において、当該保護者を婚姻をしていた者とみなしたときに、前年分の住民税課税標準額が 2,100,000 円未満の母子・父子世帯を含む。</u>）又は世帯の<u>いづれかが身体障害者手帳、精神障害者手帳若しくは療育手帳の交付を受けている世帯であること。</u></p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>前年分の住民税課税標準額が 1,600,000 円未満の住民税課税世帯</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____であること。</p> <p>前年分の住民税課税標準額が 2,100,000 円未満の母子・父子世帯</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____又は世帯の _____ <u>いづれかが身体障害者手帳、精神障害者手帳、若しくは療育手帳の交付を受けている世帯であること。</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(減免の申請及び決定)

第4条 前条の規定により保育料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする保護者は、寝屋川市留守家庭児童会保育料減免申請書に必要な書類を添えて、委員会に提出しなければならない。ただし、生計を一にする世帯から2人以上の児童が入会している世帯における最年少の児童以外の入所児童の減額については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(減免の申請及び決定)

第4条 前条の規定により保育料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする保護者は、寝屋川市留守家庭児童会保育料減免申請書に必要な書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

議案第 14 号

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、寝屋川市スポーツ推進委員を委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市スポーツ推進委員が平成 28 年 3 月 31 日で任期満了のため。

平成28・29年度寝屋川市スポーツ推進委員被委嘱者名簿

No.	氏名	年齢	性別	主な資格
1	葛城 裕也			教員免許（保健体育）（陸上・スキー）
2	滝本 寛信			教員免許（保健体育）（バスケットボール）
3	武田 和恵			C級スポーツ指導員（バレーボール）
4	井尻 剛			寝屋川市スポーツインストラクター（剣道）・府コーディネーター
5	金谷 満			寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー・バスケ）
6	豊川 茂			寝屋川市スポーツインストラクター、理学療法士（テニス）
7	大東 貢生			大学教員・寝屋川市スポーツインストラクター（ラグビー）
8	菅原 智彦			上級身体障害者スポーツ指導員（障害者スポーツ）
9	廣瀬 訓子			寝屋川市スポーツインストラクター（バドミントン）
10	清水 真弓			教員免許・健康運動指導士（バスケットボール）
11	太田 暁美			大学教員・健康運動指導士（電通大推薦）（バドミントン）
12	小牧 砂織			寝屋川市スポーツインストラクター（バレーボール・サッカー）
13	重久 千晶			寝屋川市スポーツインストラクター（幼児体育）
14	湯口 清和			寝屋川市スポーツインストラクター（野外活動）
15	西原 裕子			寝屋川市スポーツインストラクター（カローリング）
16	上田 裕之			公認スポーツリーダー（スキー）
17	小西 宏親			寝屋川市スポーツインストラクター、柔道整復師（バスケ・空手）
18	立花 ゆう子			寝屋川市スポーツインストラクター（幼児体育・水泳）
19	荒井 義高			教員免許（陸上競技）
20	上村 由美子			ジュニアスポーツインストラクター・（ヨガ・ピラティス）
21	田渕 典一			寝屋川市スポーツインストラクター・サッカーC級コーチ（サッカー）
22	宮前 佳子			寝屋川市スポーツインストラクター・スポーツ少年団指導員（バレーボール）
23	橋爪 明子			寝屋川市スポーツインストラクター（体操・ウォーキング）
24	濱 かづ葉			寝屋川市スポーツインストラクター（ヨガ・ピラティス）
25	高橋 真人			スタートコーチ（ラグビー）・小学校教員免許

議案第 15 号

府費負担職員の懲戒処分に係る内申について

府費負担職員の懲戒処分に係る内申を行うため、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 23 日提出

寝屋川市教育委員会  
教育長 高須 郁夫

提案理由

大阪府教育委員会へ府費負担職員の懲戒処分に係る内申を行うため。